

『 青パト庄 』 規約

(目 的)

第 1 条 本会は、倉敷市立庄小学校区（以下「庄学区」という。）の犯罪の未然防止および防犯意識の向上等に自主的に取り組み地域の安全・安心で快適なまちづくりの一助を担うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、『青パト庄』と称する。

(組 織)

第 3 条 本会は、庄学区に在籍又は勤務し、本会の目的、趣旨に賛同し加入を認められた者をもって組織する。

(活動地域)

第 4 条 本会の活動区域は、庄学区および市立中庄小学校区の一部（JR 中庄駅周辺）の地域とする。

(活 動)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 青色回転灯を点灯しながら自主パトロールを行う。
- (2) 事件、事故に遭遇した際の関係機関への通報。
- (3) 庄学区の関係機関・倉敷市および倉敷警察署の施策に協力する活動。
- (4) 本会の目的を達成するための活動。

(活動記録)

第 6 条 会および会員の活動は、その活動について記録する。

(事務局)

第 7 条 事務局は、会長または事務局員宅に置く。

(入 会)

第 8 条 本会に入会を希望する者は、次の手続きを行う。

- (1) 入会を希望する者は、所定の用紙に内容を記載し会長または事務局に提出する。
- (2) 役員は申込書に記載された内容を審査し、入会の適否を決定する。

(脱 会)

第 9 条 脱会については次による。

- (1) 脱会の申し出があったとき。
- (2) 本会の目的、趣旨に相応しくない言動があったとき。

(役員および任期)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

(4) 会 計 1 名

(5) 監 事 2 名

2 役員任期は、2年とし再任は妨げない。後任役員任期は前任者の残任期間とする。

3 会長・副会長・事務局員・会計はいずれも監事を兼務することができない。

4 役員会が必要と認めたときは、定数の外に1名の監事を増員することができる。

(役員選任)

第11条 役員選任は、役員会で選任し総会で承認する。

2 定数外の監事は、会長が推薦し役員会で承認する。

(役員任務)

第12条 役員任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し会務を統括し関係機関との連絡調整を行う。

(2) 副会長は、会長を補佐し必要に応じて会長の任務を代理する。

(3) 事務局員は、事務を処理する。

(4) 監事は、会の監査をする。

(会議)

第13条 会議は、役員会および総会とし会長が召集し、会長が議長をつとめる。

2 総会は年1回以上開催し役員選任、活動計画、予算、決算、規約、その他重要事項を決議又は承認する。

3 役員会は、必要に応じ開催する。

4 会議の議決は、いずれも出席者の過半数で決する。

(経費)

第14条 会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 会の会計は4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

3 会員は、会費を納めなければならない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、会計規程および会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この規約は、平成20年2月18日から施行する。

この会の会計は平成20年度から始まる。

この規約は、平成22年1月13日 一部改正。